

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十二月二十四日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「による負傷若しくは疾病の」を「の」に改める。

別表第二第十九項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。